平成

(二三三) 平成二十二年度山口県補正予算の要領の公表

二十二年六月山口県議会定例会で議決された平成二十二年度山口県補正予算の要

領は、

平成二十二年七月六日 次のとおりです。

平成22年度山口県一般会計補正予算

(第1号

山口県知事

= 井 Щ

県報の正誤 (平成二十二年六月二十九日山口県内水面漁場管理委員会告示第二号)......

平成

|十二年度山口県警察官 (女性)採用

別試験の実施

九 六 四

平成二十二年度警察官 (男性)

П

平成二十二年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施

採用母共同試験の実施

県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業 (第一換地区)の換地処分 (農村整備課)

Ξ

1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給

平成22年度から 平成42年度まで

2

10.00 11.00 12.00 12.00 13.00 14.00 15.00 15.00 16.00

平成42年度まで 平成22年度から

3

Ξ

土地改良区役員の届出 (農村整備課)......

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

公共測量の実施 (監理課)

人委公告

平成二十二年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課)...

目

次

7月6日 (火曜日)

徭

芸士

紁

公祭

債務負担行為の変更は、 債務負担行為補正 囲

舥

加表

債務負担行為補正」による

債務負担行為の補正

平成22年度山口県の一般会計補正予算

能

。 加

豇

次に定めるところによる。

平成 22 年

4

垣

撫 編

ᇑ

鼠

椰

患 旛

噩

照

脚

離

H

쿋 離

Ħ

颁

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) (商政課).....

(二三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 |十二年二月十二日山口県公告 (三八) に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、 平成

政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、 平成二十二年七月六日から同年八月六日までの間、 Щ 口県商工労働部商

山口県知 事 井 関 成

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 ヤマダ電機テックランド柳井店

平成二十二年七月六日

関 成

報

県

号

所在地

意見の概要 柳井市柳井一五九四の一

交通に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十二年二月十九日山口県公告 (四五) に係る大規模小売店舗について次のとおり下関 市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十二年七月六日から同年八月六日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十二年七月六日

山口県知事 = 井 関 成

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 伊倉ショッピングタウン

所在地 下関市伊倉新町一丁目一〇〇九の

意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二三六) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

Щ

書の提出がありました。 |十二年二月十二日山口県公告 (三八) に係る大規模小売店舗について次のとおり意見 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第二項の規定により、平成

商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見書は、平成二十二年七月六日から同年八月六日までの間、 山口県商工労働部

平成二十二年七月六日

山口県知事 _ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 柳井市柳井一五九四の ヤマダ電機テックランド柳井店

意見の概要

土地改良区の名称 氏

就任した役員

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十二年七月六日

山口県知事

=

井 関

成

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地

(二三七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

交通に係る事項等について配慮を求める。

監理 事事 の 別

名

住

所

事 金子 好雄

宇部市大字小野九四〇七

良区宇部市大山花香土地改

理

敏則

井上 村谷 哲彦 徹也

田中 恒

岡部 卲

村谷

九六八一

八九五一

九六六七 九六一〇の 九〇九六 九九六〇 九三八七 九一七三

金子 幸男

豊次

竹内 靖明

九四

九三九九

梅津 武夫 萩市大字上小川西分三九六〇

山口北部土地改良区

芳生 大字上田万一七四二 二四三一の

種子 大枝 民幸 大字片俣一六一六 一三一七

大字高佐下一五〇八 大字高佐上一二七

浅野 大字吉部上 二二九六

孝詞 大字須佐三一七 三五七三

_

平成	221	年 7	7月	6	∃	火	曜日			Ц	1			1		県	Į	i	報	((定	期)		5	第 2	171	1 두	<u> </u>	
11 11	"	"	"	"	"	"	山口北部土地改良区	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	良区	土地改良区の名称	二 退任した役員	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
<i>11 11</i>	"	"	"	"	"	"	理	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	理	監理 事事 の		"	"	"	監	"	"	"	"	"	"
小大田田	椿	河村	種子	大枝	梅津	椿	事 尾木	竹内	事 野村	村谷	岡部	田中	井上	村谷	山根	野村	金子	事金子	別氏		吉岡	村上	原	事上村	藤田	山	白石	小田	河原	中村
孝 光	淳	光佳	丁民幸	包	芦芳生	照孝	八 武夫	7 靖明	豊次	F 啓介	邵	中恒	上 哲彦	T 徹 也	低動	敏則	好雄	和夫	名		憲弘	土 孝志	久夫	照男	田司朗	山野金次朗	益雄	保	^広 杢治	秀明
"大字須佐三一七"大字吉部下三二七四"	" 大字高佐下一五〇八	" 大字高佐上一二七	""" 二三七	" 大字片俣一六一六	" 大字上田万一七四二	" " 二四三二の一	萩市大字上小川西分三九六〇	" "九四"	" " 九三九九	" " 九六八一	" " 九六六七	" " 九六一〇の一	″ 北〇九六	″ ″ 九九六〇	" " 九三八七	" "九一七三	" 九四〇七	宇部市大字小野八八七六	住		″ 大字高佐上一六一一の三	" 大字須佐三四七四の一	萩市大字上田万二一 八四の二	" " 七五七	" " "	" 大字宇生賀七九二の三	" 大字宇田一五三八の二	" " 三七九三	" " 一〇八七の一	阿武郡阿武町大字奈古二八七二
平成二十二年七月六日		ました。	第一項の規定により、中国四国防衛局	測量法 (昭和二十四年法律第百八十	(二三九) 公共測量の実施			換地計画のとおり	県営伊陸西部地区経営体育成基盤	二 換地処分の内容	平成二十二年六月二十八日	一 換地処分の年月日		平成二十二年七月六日		おり行いました。	果当伊陸西部地区経営本育成基盤整備	生也收曳去 (召和二十四年去聿第百 (二三人)		"	11	"	" 監 事	"	"	"	"	"	"	"
山口県知事 二 井 関 成			中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が	測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条					県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業 (第一換地区) 換地計画書に記載された				山口県知事 二 井 関 成	: :			県営尹陸西部也区経営本育成基盤整備事業の施行こ系る第一換也区の換也処分を欠のと ニュュュージ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	上也匁包去(召印二十四年去聿第百九十五号)第八十九条の二第九頁の現定こよう、 1111/) 県営伊隆西舎地区経営仅育成基盤整体事業(第一接地区)の接地処分		吉岡 憲弘 『 大字高佐上一六一一の三	村上 孝志 〃 大字須佐三四七四の一	原 久夫 萩市大字上田万二一八四の二	上村 照男 " " 七五七	藤田 司朗 " "	山野金次朗 "大字宇生賀七九二の三	白石 益雄 " " 大字宇田一五三八の二	小田 保 " " 三七九三	金子千代松 " " 三三九八	中村 秀明 阿武郡阿武町大字奈古二八七二	笠内 務光 " "

受験資格

次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

報

号

公共測量 (用地測量)

作業の種類

作業の地域 岩国市三角町

作業の期間

平成二十二年六月三日から同年七月三十日まで



公 告

のとおり実施します。 平成二十二年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験を次

平成二十二年七月六日

Щ 県 人事 委 員 会

試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要 次の表のとおり行い、 一職種に限り受験できます。

П

Щ

	業高 程材 度卒	業短 程大 度卒	区試分験		
小	土	警	事	· 小	試
中 学		察		中学	験
校事		事		中学校栄養士	職
務	木	務	務	士	種
八	_	六	五	五	予採
人	人	人	人	人	予採 定
程	程	程	程	程	人 員用
度	度	度	度	度	
市町立小・中学校	る企画、設計、施! 発所等)における- 知事部局(主とし!	警察本部の各課品	(県立学校を含む。知事部局、教育庁、	門業務市町立小・中学校、	職
学校における一般事	土地 土地 土地 土地 土地 大機 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	察本部の各課及び出先機関における	り。)における 「な業局等の	7、学校給食センター 等における専	<i>о</i>
事 務	専門業 (農 (農 が 表 (農 が 表 、 表 、 表 、 表 、 表 、 表 、 表 、 表 、 表 、 表	おける一	一般行政事	ンター等	概
	業等に関す が発薬部)、 は本事	般行政事務	 	における専	要

試験の方法、内容、日時、場所等

第一次試験

方法、内容等

校卒業程度試験にあっては高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次の表の とおり行います。 短大卒業程度試験にあっては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、高

程程度第	卒高 業校	程图度第	产短 能大	区試分験
	試教	試専	試教	試
	験養	験門	験養	験名
	全試験職種	栄養士校	栄養 士 校	試験職種
	式による筆記が発見として	択一式による試験職種に応	式による筆記が発見として	試
	記試験で必要な一般	筆記試験。	記試験で必要な一般	験
	的な知識及び	出題分野は	的な知識及び	Ø
	(び知能につ	説別表のと	分が知能につ	内
	いての択一	おりです。	いての択一	容
	一時	一時	三二十時	時試
	間	間	分間	間験

るもの又は平成二十昭和六十年四月二日	受
- 年三月	
二十一日までに当該免許を三年四月一日までに生まれ	験
を取得する見込みのものれた者で、栄養士の免許を有	格
	三年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのものから平成三年四月一日までに生まれた者で、栄養士の免許

- 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- あっては、就労可能な在留資格を有するものを除く。 日本の国籍を有しない者 (小・中学校栄養士及び小・中学校事務の試験職種に
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律 (平成十一年法 禁治産者 律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
- なくなるまでの者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ の他の団体を結成し、又はこれに加入した者 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

試専 験門 土 木 択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての 二時間

2 日時

平成二十二年九月二十六日 (日曜日)

試 試験室入室 午前九時三十分まで

験 午前十時から午後三時三十分(高校卒業程度試験のうち、 事務

及び小・中学校事務の試験職種にあっては、正午)まで

3 場所

	程高 度校 卒業		程短 度大 卒業	試験区分
周	山	下	山	試
南		関	П	験
市	市	市	市	地
山口県周南総合庁舎	山口県立大学	山口県立下関西高等学校	山口県立大学	会場

(\Box) 第二次試験

方法及び内容

(1)論文試験及び作文試験

を、高校卒業程度試験にあっては表現力、構成力等についての作文試験を行い 短大卒業程度試験にあっては思考力、表現力、構成力等についての論文試験

(2 口述試験等

います。 人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行

日時及び場所

(1)論文試験又は作文試験及び適性検査

場 所 平成二十二年十月二十三日 (土曜日) 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

口述試験

(2)

日 時 平成二十二年十月二十五日 (月曜日) から同月二十八日 (木曜日)

> 所 山口市滝町一番

までの間で山口県人事委員会が指定する日

場

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

配点

兀

第一次試験及び第二次試験の配点については、 次のとおりとします。

第一次試験

短大卒業程度 教養試験

専門試験 五〇点 五〇点

2

高校卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

第二次試験

論文試験及び作文試験

口述試験等 一四〇点 六〇点

五

合格者の決定方法

第一次試験合格者は、 試験の得点順に決定します。

となります。 ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格

いて決定します。 最終合格者は、 第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づ

の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。 ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等

六 合格者の発表

(--)第一次試験合格者

メーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。 平成二十二年十月七日 (木曜日) とし、 合格者の受験番号を山口県庁インフォ

プラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。 最終合格者 平成二十二年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーション

 (\equiv) 試験の得点等の開示

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

試験の得点及び順位の開示は、 山口県人事委員会事務局において行うので、 試験 П

受験の申込み

員会に申し出てください。 合格者にあっては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

七 合格から採用までの経路及び給与

ら各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか

採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。

試験の合格者にあっては月額十六万七百二十円、高校卒業程度試験の合格者にあっ ては月額十四万二千二百九十六円が支給されるほか、扶養手当、 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度 期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 住居手当、 通勤手

八 受験手続及び受付期間 受験申込書の請求

報

以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください 切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒 (縦三十三センチメートル 平成二十二年七月六日 (火曜日) 以後に山口県人事委員会事務局 (山口市滝町一 なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税事務所にもあります。 封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の 一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合

(三) を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。 受付の期間及び時間 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号 なお、郵送の場合は、 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください

山

定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規 なお、 平成二十二年七月六日 (火曜日) から同年八月二十七日 (金曜日) まで (日曜日 郵送の場合は、平成二十二年八月二十七日までの消印のあるものに限りま

インターネットを利用する方法による受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間 平成二十二年七月六日 (火曜日)午前九時から同年八月二十日 (金曜日)午後

五時まで

九 その他

七四)に問い合わせてください。 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局 (電話〇八三-九三三-四四

別表

業高 程校	業短 程大	区試
度卒	度卒	分験
土	校小	試
	栄・養中	験 職
木	士学	種
測数 量学	教公 育衆	
	衛	
社物 会理	生	ш
基盤情	栄養	出
丁報	•	
学技 術	臨床	
土基 木礎	栄養	
施		題
工構造	食品	ACC
造力学	食	
	品衛	
水理	衛生	
理学		分
土質	給食	
質力	管理	
学		
土	調理	
木	栄	野
構造	春	
設計	指導	
****	•	

公 告

平成二十二年度警察官 (男性)採用母共同試験の実施

平成二十二年度警察官 (男性)採用(B共同試験を次のとおり実施します)

平成二十二年七月六日

Щ 県 人 事 委 員

会

募集都府県名及び採用予定人員

兵庫 京都府 府府	山口県	都 府 県 名
それぞれ二人程度	四十一人程度	採 用 予 定 人 員

職務の概要

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。 個人の生命、 身体及び財産の保護、 犯罪の予防、 鎮圧及び捜査、 被疑者の逮捕、

交

三 受験資格

次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

兵庫県	大京 阪都 府府	東京都	山口県	都府県名
成二十三年三月三十一日昭和五十年四月二日から	平成二十三年三月三十四和五十五年四月二日	又は平成二十三年三月四和五十五年九月二十一	ている者を除く。)のを含み、短期大学を除く。中二年法律第二十六号)に昭和五十二年四月二日から	受
日までに卒業する見ら平成五年四月一日	一日までに卒業する「から平成五年四月一	三十一日までに卒業 日から平成五年四	規定する大学(平成五年四月)	験
でに卒業する見込みの者を除く。) ・成五年四月一日までに生まれた者 (+	する見込みの者を除く。)月一日までに生まれた者	《する見込みの者を除く。] [月一日までに生まれた者	」という。) の卒業者山口県人事委員会がこ日までに生まれた者に	資
入学等の卒業者又は平	(大学等の卒業者又は	く。) に者 (大学等の卒業者	看又は大学等に在籍し これと同等と認めるも (学校教育法 (昭和二	格

 (\Box) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 2 禁治産者 律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法
- 3 なくなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、 その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
- しない者 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、 当該処分の日から二年を経過
- の他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部で

いて行います。 ある作文試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員につ

第一次試験

方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、 択一式による筆記試験に

より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十二年九月十九日 (日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

> 試 験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署、 山口県長府警察署及び山口県下関警察署

海峡交番

市 山口県立大学

南 市 山口県周南総合庁舎

周 Щ

 (\Box) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します

なお、 山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知され

1

方法及び内容

作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、 第一次試験の当日行います。

(2)口述試験等

人物について総合的に評定するため、 個別面接による試験及び適性検査を行

(3) ては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。 身体検査 山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。 詳細につい

なお、検査には、次のような基準があります。 一六〇センチメートル以上であること。

体

胸 重 四七キログラム以上であること。 七八センチメートル以上であること。

力 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である

こと。

視

職務の遂行に支障がないこと。

色

聴 力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

(4)

体力検査

2

(1)

適性検査

日

日時及び場所

時 平成二十二年十月十六日 (土曜日)

五

配点

П

第 2171

場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日 での間で山口県人事委員会が指定する日 平成二十二年十月十八日 (月曜日) から同月二十二日 (金曜日)

所 山口市仁保下郷一四五九番地

場

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、

次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験

(二)

報

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点 体力検査 六〇点

合格者の決定方法

県

第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

づいて決定します。 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基

点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。 ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、 口述試験等の得点が三十五

合格者の発表 第一次試験合格者

七

号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示す るとともに、合格者に文書で通知します。 山口県の合格者については、平成二十二年十月一日 (金曜日) に合格者の受験番

当該都府県から文書で通知されます 山口県以外の都府県の合格者については、平成二十二年十一月中旬までに

最終合格者

県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するととも 山口県の合格者については、平成二十二年十一月中旬に合格者の受験番号を山口 合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、 第二次試験の当日にお知らせします。

> 当該都府県から文書で通知されます。 おって、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十三年二月中旬までに

(Ξ) 試験の得点等の開示

ま

その旨を山口県人事委員会に申し出てください。 県を志望するものにあっては当該都府県の最終合格者の発表日)

以後、来所の上、 合格者にあっては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 試験の得点及び順位の開示は、 山口県人事委員会事務局において行うので、

合格から採用までの経路及び給与

則として一年間有効です。 県の任命権者 (警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府

置されます され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。採用者は、 勤務箇所に配 巡査に任命

当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 十六万五千九百十四円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額

受験手続及び受付期間

受験申込書の請求

上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。 をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒 (縦三十三センチメートル以 は、封筒の表に「警察官 (男性) ®受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手 番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)) に請求してください。郵便で請求する場合 平成二十二年七月六日 (火曜日) 以後に山口県人事委員会事務局 (山口市滝町一

受験の申込み

なお、受験申込書は、

山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。 志望できる都府県は、 ただし、 山口県を第二志望とすることはできません。 山口県、 東京都、 京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県

受付の期間及び時間

公

告

定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規 なお、 平成二十二年七月六日 (火曜日)から同年八月二十七日 (金曜日)まで (日曜日 郵送の場合は、平成二十二年八月二十七日までの消印のあるものに限りま

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 受験の申込みの受付期間及び受付時間

2

五時まで 平成二十二年七月六日 (火曜日)午前九時から同年八月二十日 (金曜日)午後

+ その他

七四) 又は山口県警察本部警務部警務課 (電話〇八三-九三三-〇一一〇内線二六二 七) に問い合わせてください この試験の詳細については、 山口県人事委員会事務局 (電話〇八三-九三三-四四

平成二十二年度山口県警察官 (女性)採用(B)試験の実施

平成二十二年度山口県警察官 (女性)採用()試験を次のとおり実施します。

平成二十二年七月六日

Щ П 県 人 事 委 員

会

採用予定人員

七人程度

職務の概要

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、 鎮圧及び捜査、 被疑者の逮捕、 交

いう。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、 す。ただし、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に規定する大学 (山口県 人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」と 昭和五十二年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた女性が受験できま 受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

次のいずれかに該当する者は、 受験できません。

第二次試験

周 Щ

市

山口県周南総合庁舎 山口県立大学

П 南

市

作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2)口述試験等

禁治産者 律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準

成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律 (平成十一年法

2

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所

兀

試験は、第一次試験及び第二次試験とします

ついて行います。 ある作文試験は、 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の 日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員に

第一次試験

方法及び内容

より、高等学校卒業程度の教養試験を行います 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、 択一式による筆記試験に

2 日時

平成二十二年九月十九日 (日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試 験 午前十時から午後二時まで

3

場所

下 関 市 山口県下関警察署、 山口県長府警察署及び山口県下関警察署

海峡交番

1 方法及び内容

なお、この試験は、 第一次試験の当日行います。

人物について総合的に評定するため、 個別面接による試験及び適性検査を行 五

配点

Щ

(3) 身 山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。 詳細につい

ては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。 なお、検査には、 次のような基準があります。

長 一五三センチメートル以上であること。

七

合格者の発表

第一次試験合格者

点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、

不合格となります

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

づいて決定します。

重 四三キログラム以上であること

視 力 حے 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である

覚 職務の遂行に支障がないこと

その他 色 聴 力 職務の遂行上支障がない身体的状態であること 正常であること。

体力検査 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 (1) 日時及び場所 適性検査

報

(4)

場 時 所 平成二十二年十月十六日 (土曜日 山口市小郡下郷三五六〇番地の一

山口県総合交通センター

県

(2) 口述試験及び体力検査

П

日 時 での間で山口県人事委員会が指定する日 平成二十二年十月十八日 (月曜日) から同月二十二日 (金曜日) ま

所 山口市仁保下郷一四五九番地

場

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします

第一次試驗

第一次試験及び第二次試験の配点については、

次のとおりとします。

教養試験 五〇点

第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

合格者の決定方法

第一次試験合格者は、 試験の得点順に決定します。

文書で通知します。

メーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に 平成二十二年十月一日 (金曜日)とし、 合格者の受験番号を山口県庁インフォ

最終合格者

プラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知 します。 平成二十二年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーション

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします!

試験の得点等の開示

員会に申し出てください。 合格者にあっては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 試験の得点及び順位の開示は、 山口県人事委員会事務局において行うので、試験

合格から採用までの経路及び給与

ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効で 合格者は、 山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか

配置されます。 に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。採用者は、 勤務箇所に 山口県巡査

居手当、 給与は、原則として月額十六万五千九百十四円が支給されるほか、扶養手当、 通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給され 住

受験手続及び受付期間

九

受験申込書の請求

は、封筒の表に「警察官 (女性) ③受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手 番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)) に請求してください。 平成二十二年七月六日 (火曜日) 以後に山口県人事委員会事務局 (山口市滝町一 郵便で請求する場合

最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基

2

報

第 2171 号

受験の申込み なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。 横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒 (縦三十三センチメートル以

を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号 なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

受付の期間及び時間

定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規 なお、 平成二十二年七月六日 (火曜日)から同年八月二十七日 (金曜日)まで (日曜日 郵送の場合は、平成二十二年八月二十七日までの消印のあるものに限りま

インターネットを利用する方法による受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

受験の申込みの受付期間及び受付時間

その他 五時まで 平成二十二年七月六日 (火曜日)午前九時から同年八月二十日 (金曜日)午後

七四) 又は山口県警察本部警務部警務課 (電話〇八三-九三三-〇一一〇内線二六二

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局 (電話〇八三-九三三-四四

Щ

七) に問い合わせてください

П

条第一項及び第百三十条第四項の規定による指示) 平成二十二年六月二十九日山口県内水面漁場管理委員会告示第二号 (漁業法第六十七

_	ページ
上	段
左 か 五ら	行
丸山ダム	誤
宇部丸山ダム	正

平成二十二年七月六日発行平成二十二年七月六日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁